

岡山武蔵倶楽部規約

【目 的】

第1条 本会は、出先事業所の代表者等を中心として、地元企業関係者及びまちづくり活動に熱意と理解のある市民等で構成し、都市の魅力づくりに関する建設的な意見交換を通じて、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。併せて、会員相互の交流と親睦を図り、地域情報の共有化により、会員の人的ネットワーク等を通じて岡山の魅力を広く全国に発信することとする。

【名 称】

第2条 本会は、岡山武蔵倶楽部と称する。

【事 業】

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 都心の魅力づくりに関する助言・提言活動
- 2) 地域の経済、文化観光に関する情報の交換
- 3) 行政・地場企業等との交流懇談会の開催
- 4) 講演会・視察会等の実施
- 5) その他、本会の目的達成に必要な事業

【会 員】

第4条 本会は、会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- 1) 県外に本社機能を有する出先事業所の代表者等
- 2) 地元企業、各種団体の代表者等
- 3) まちづくり活動に実績のある個人・団体の代表者等
- 2 商工業者については、岡山商工会議所の会員であることを要する。
- 3 入会を希望する者は、当会の定める入会申込書により加入を申し出る。
- 4 入会を希望する者は、会員2名の推薦を得るものとする。
- 5 入会にあたっては審査を行い、入会の諾否を決定する。
- 6 退会を希望する者は、当会の定める退会届出書により退会を申し出る。
- 7 異動による会員の変更は、異動届の提出をもって入会の申込があったものとみなす。
- 8 会員としての適格を欠く者については、審査の上除名することができる。

【役員とその職務】

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1 名
- 2) 代表幹事 2 名
- 3) 副代表幹事 4 名

- 4) 幹事若干名 5) 監 事 2名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 代表幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 副代表幹事・幹事は、会長の委任する会務を処理する。
- 5 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

【役員を選任及び任期】

- 第6条** 役員は、総会において会員の中から選任し、代表幹事・副代表幹事の半数以上は出先事業所関係者の中から選任する。
- 2 役員任期は1年間とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 役員が任期の中途において人事異動等により交代した場合、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

【総会及び役員会】

- 第7条** 総会及び役員会は会長が招集し、その議長となる。
- 2 総会は、毎事業年度初めに開催する。また、規約の変更及び役員を選任、事業、収支予算・決算等、重要な事項について審議する。
 - 3 役員会は、総会に提案すべき事項、その他本会の運営に必要な事項について審議する。
 - 4 役員会は、会長・代表幹事・副代表幹事・幹事をもって構成する。但し、監事は役員会に出席して意見を述べることができる。
 - 5 総会及び役員会の議決は出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

【部 会】

- 第8条** 事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて部会・分科会を設けることができる。

【顧問・相談役】

- 第9条** 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- 2 顧問・相談役は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

【会費等】

- 第10条** 会員の会費は年5,000円とする。
- 2 年会費は毎年、通常総会開催後、請求のあった日から1か月以内に納入する。
 - 3 一旦納入した会費は、年途中で退会した場合でも返金しない。
 - 4 懇親会・視察会等を開催する場合、参加費を徴収することができる。

【事業年度】

第 11 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【事務局】

第 12 条 本会の事務局は、岡山商工会議所内に置く。

附 則

1. 本規約は、平成 15 年 7 月 18 日より実施する。

附 則

1. 第 10 条第 1 項の改正規約は、平成 18 年 7 月 31 日より実施する。

附 則

1. 第 4 条の改正規約は、平成 27 年 7 月 2 日より実施する。

附 則

1. 第 4 条の改正規約は、令和 4 年 7 月 19 日より実施する。

附 則

1. 第 10 条第 1 項の改正規約は、令和 5 年 7 月 4 日より実施する。